



平成25年6月20日

「国民年金保険料の2年前納制度の導入」

厚生労働省では6月12日、現行最大で1年間となっている保険料前納について、割引額の大きな2年前納を、平成26年4月末の口座振替分から導入すると発表しました。

・国民年金には、保険料をまとめて前払いすると割引になる前納制度があり、前納の期間が長いほど割引額が大きくなります。



です。

現行制度における前納区分等

- ・現在の前納は、1ヶ月前納・6ヶ月前納・1年前納がある。
- ・1ヶ月前納は口座振替のみで、6ヶ月前納・1年前納は口座振替又は現金納付の方法がある。
- ・6ヶ月前納の納付期限は4月末及び10月末、1年前納の納付期限は4月末であるため、3月末には納付書等を送付している。
- ・割引額は、各月の保険料額を年4分の利率による複利現価法によって算出

・そこで、厚生労働省では、国民年金保険料を納付しやすい環境を整備するため、口座振替制度に2年前納の区分を設けることし、平成26年4月末の口座振替分から導入することにしたのです。


・ただし「2年前納」は、納付書作成の事務処理スケジュールや口座振替促進の観点から口座振替に限定されます。

・「2年前納」の保険料額は、平成26年2月の告示により確定する予定です。

平成25年度		本来納付額	前納額	割引額	割引率
口座振替	1ヶ月前納	15,040	14,990	50	0.3%
	6ヶ月前納	90,240	89,210	1,030	1.1%
	1年前納	180,480	176,700	3,780	2.1%
口座振替(案)	2年前納(試算)	360,960	346,600	14,360	4.0%
現金納付	6ヶ月前納	90,240	89,510	730	0.8%
	1年前納	180,480	177,280	3,200	1.8%

- ・本来納付額とは、前納をせずに保険料を納付した場合の合計額
- ・口座振替と現金納付で割引額が異なる理由は、口座振替の方が1ヶ月早く納付するため
- ・2年前納の試算額は、平成25年度保険料額から単純に計算したものである。

・平成23年度の前納実績として、第1号被保険者(任意加入者を含む)の18.3%が前納制度を利用し、1年前納を選択する第1号被保険者(任意加入者を含む)は10.8%もいます。

だからと言って、一度に36万円を払うのでしょうか？ 少々疑問 

「国民年金保険料額の計算方法」

さてさて、国民年金の保険料はどのようにして計算されるのでしょうか？

毎年度の国民年金保険料額 = 平成16年度改正で決められた保険料額 × 保険料改定率

保険料改定率 = 前年度保険料改定率 × 名目賃金変動率

名目賃金変動率 = 物価変動率 × 実質賃金変動率

平成16年の制度改正で、国民年金の保険料は平成29年度まで毎年280円づつ引き上げられることになり、平成25年度の保険料は、15,820円となること、上記の計算式に当てはめて、15,040円となりました。